

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業

募集要項

令和 7 年 8 月 22 日

浦安市

目 次

第 1	募集要項の定義	1
第 2	用語の定義	2
第 3	本事業の概要	4
1	事業内容に関する事項	4
2	事業実施スケジュール	7
3	法令等の遵守	7
4	担当課（受付及び問合せ等）	9
5	市ホームページ	10
第 4	応募に関する条件等	11
1	参加資格要件	11
2	応募に関する留意事項	14
3	応募者の辞退	15
4	応募無効に関する事項	16
第 5	民間事業者の募集及び選定に関する事項	17
1	募集及び選定	17
2	募集及び選定の手順	17
第 6	審査方法	21
1	審査及び選定に関する事項	21
第 7	提案に関する条件	23
1	業務に関する提案の条件	23
2	事業計画に関する提案の条件	23
3	提案価格	25
第 8	契約に関する事項	26
1	基本協定の締結	26
2	S P C の設立	26
3	契約の締結	26
4	次点交渉権者との協議	26
5	契約保証金	27
6	リスク管理の方針	27

別添資料 1	事業スキーム図	29
別添資料 2	サービス対価の支払方法及び改定方法等	30
別添資料 3	委託料の減額及び支払停止の方法	40
別添資料 4	リスク分担	43

第 1 募集要項の定義

本募集要項は、浦安市（以下「市」という。）が「浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業」の実施にあたり、令和 7 年 7 月 18 日に公表した浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する質問を踏まえ、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため、応募しようとする者に配布するものである。

なお、本募集要項に併せて配布する次の資料について、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・ 募集要項様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの。
- ・ 要求水準書：市が事業者要求する具体的なサービス水準を示すもの。
- ・ 優先交渉権者決定基準：応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。
- ・ 基本協定書（案）：市と優先交渉権者が締結する基本協定の案を示すもの。
- ・ 事業契約書（案）：市と特別目的会社が締結する事業契約の案を示すもの。

第2 用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
1 市	浦安市をいう。
2 本事業	「浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業」をいう。
3 本施設	本事業で維持管理運営を行う対象となる浦安市千鳥学校給食センターの施設本体及びその他付帯施設（外構部分を含む。）をいう。本施設には備品を含むものとする。
4 募集要項等	募集要項、募集要項様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）及び事業契約書（案）をいう。
5 P F I 事業	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）」に基づく事業を P F I 事業という。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法をいう。
6 R O 方式	P F I 方式の一つである Rehabilitate-Operate 方式を示し、事業者が自ら資金調達し、既存の施設を改修し、維持管理及び運営を行う事業方式をいう。
7 応募者	本事業に応募する企業グループをいう。
8 S P C	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
9 構成員	S P C に対して出資し、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせる者をいう。
10 代表企業	応募者の構成員の中から代表となる企業をいう。
11 協力企業	S P C に対して出資せず、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
12 設計企業	本事業の施設等の改修・更新業務の設計及び工事監理業務を行う企業をいう。
13 工事企業	本事業の施設等の改修・更新業務の工事を行う企業をいう。
14 運営企業	本事業の運営業務を行う企業をいう。
15 施設維持管理企業	本事業の維持管理業務（調理設備保守管理業務を除く。）を行う企業をいう。
16 調理設備企業	本事業の維持管理業務のうち、調理設備保守管理業務を行う企業をいう。
17 その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
18 優先交渉権者	審査の結果、得点の合計が最も高い提案を行った応募者（1 位）として、市と契約に関する交渉を行う者をいう。

用語	定義
19 事業者	本事業を実施する企業（SPC）をいう。
20 保守（※1）	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（※2 分解整備含む。）を行うことをいう。
21 修繕（※1）	建築物・建築設備・調理設備等の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。
22 改修	建築物、設備等の性能・機能について当初の性能水準を超えて改善することをいう。
23 更新	部位・部材や機器等の全体を取替えることにより当初の性能水準を回復することをいう。

※1 保守及び修繕に係る定義は、「建築物修繕措置判定手法（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：財団法人経済調査会）」及び「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」を参考に定義したものである。

※2 分解整備とは、設備機器等を分解し、設備機器等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うことをいう。

第3 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業

(2) 公共施設の管理者の名称

浦安市長 内 田 悦 嗣

(3) 事業目的

市では、長期包括責任委託事業により維持管理・運営を実施する浦安市千鳥学校給食センター第一及び第二調理場、P F I 事業により維持管理・運営を実施する浦安市千鳥学校給食センター第三調理場がそれぞれ、令和8年8月31日で事業期間の満了を迎える。

市は、事業期間後においても、本施設の機能維持を図り、適切な衛生管理のもとで、市内の小中学校への給食提供を継続する方針である。

そのため、本事業は、本施設の改修・更新業務、運営業務及び維持管理業務を包括的な事業とし、業務連携による事業効果を図ることで、さらに引き続き民間事業者の技術的能力を活用して、より良い学校給食を提供することを目的とする。

(4) 事業概要

ア 本施設の運営状況及び対象施設

本施設のうち、第一調理場及び第二調理場は、P F I 事業により平成18年1月にしゅん工し、令和3年3月31日までのP F I 事業期間を満了して、令和3年4月から令和8年8月31日までの長期包括責任委託事業により、施設の維持管理・運営を実施している。また、第三調理場は、P F I 事業により平成23年11月にしゅん工し、令和8年8月31日までのP F I 事業により、施設の維持管理・運営を実施している。

項目	対象施設の概要
所在地	浦安市千鳥15番地34
総敷地面積	16,000.17㎡
延べ面積	4,773.61㎡（第一・第二調理場）、2,452.13㎡（第三調理場）
給食能力	13,000食（第一・第二調理場）、5,000食（第三調理場）

イ 事業方式

本事業は、P F I 法に基づいて整備された本市所有の本施設を継続して使用することを前提とし、事業者が事業期間中に本施設等の改修・更新業務、運營業務及び維持管理業務を実施する R O 方式とする。事業スキームについては、「別添資料 1」にスキーム図を示す。

なお、本施設等の改修・更新に伴う所有権は、市に引き渡すものとする。

ウ 事業期間

事業期間は、事業契約締結日の翌日（令和 8 年 3 月）から令和 20 年 8 月 31 日までとし、そのうち維持管理運営期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 20 年 8 月 31 日までとする。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 本施設等の改修・更新業務

- a 施設の改修・更新に係る設計・工事業務
- b 外構の改修・更新に係る設計・工事業務
- c 調理設備の更新に係る業務
- d 施設備品の更新に係る業務
- e 上記各項目に伴う各種申請等業務
- f 工事監理業務

(イ) 運營業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 調理等業務
- c 運搬・回送業務
- d 洗浄・残滓処理業務
- e 配膳業務
- f 運営備品の調達・管理業務（配送車を含む）
- g 衛生管理業務
- h 上記各項目に伴う各種申請等業務
- i 事業終了時の引継業務

なお、運営に関して市が実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、検収業務及び給食費に関する業務とする。

(ウ) 維持管理業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- c 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- d 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む）
- e 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 植栽管理業務
- i 上記各項目に伴う各種申請等業務
- j 事業終了時の引継業務

オ 事業者の選定方法

本事業の事業者は、募集要項等に基づく公募により、応募書類の提案内容、提案価格等を評価し、最も評価点の高い応募者を優先交渉権者として選定する。

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業となる。市の支払うサービス対価は、事業者が実施する本事業における本施設等の改修・更新業務に係る対価（割賦料）及び運営業務、維持管理業務に係る対価（委託料）で構成する。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとし、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。

また、割賦料の物価変動について、市と事業者は、事業者が実際に用いる市場価格が適切に反映される物価指数（当該市場価格に対する感度の高い物価指数、対象の工事や費用項目ごとに連動した物価指数）の採用等に基づき協議して定める。

ただし、物価指数による改定が著しく不適當であることにつき、事

業者から合理的な説明があり、市が認める場合は、物価指数によらない改定方法について個別事象ごとに協議する。なお、提案見積書は、協議が必要となった場合の基準となるため、工事費内訳明細書及び数量調書、詳細項目等を契約時に提出すること。

その他、事業者の契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

詳しくは「別添資料2」及び「別添資料3」に示す。

2 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定している。

令和7年12月下旬	基本協定締結
令和8年1月中旬	仮契約締結
令和8年3月	事業契約締結
令和8年9月1日	本事業の維持管理運営等の開始
令和20年8月31日	事業期間終了（維持管理運営期間12年間）

3 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

なお、いずれも最新のものを遵守すること。

また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

主な法令、要綱、各種基準等は、以下のとおりである。

(1) 法令・条例等

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）

イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

ウ 学校給食法（昭和29年法律第160号）

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

オ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

- キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ク 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- ケ 工場立地法（昭和34年法律第24号）
- コ 消防法（昭和23年法律第186号）
- サ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- シ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ス 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ソ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- タ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- チ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ツ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ト 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ナ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ニ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ヌ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ネ 各種の建設関係資格法・業法・労働関係法
- ノ 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）
- ハ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成14年千葉県条例第2号）
- ヒ 浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第2号）
- フ 浦安市環境基本条例（平成15年条例第31号）
- ヘ 浦安市環境保全条例（平成20年条例第36条）
- ホ 浦安市下水道条例（昭和59年条例第9号）

マ その他関係法令（条例及び規則を含む）

(2) 適用要綱・各種基準等

ア 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）

イ 学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）

ウ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日厚生省衛食第85号）

エ 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）

オ 建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）

カ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

キ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

ク 2020年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所監修）

ケ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

コ 建築設備設計基準（同上）

サ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

シ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（同上）

ス 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（同上）

セ 建築工事標準詳細図（同上）

ソ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（同上）

タ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（同上）

チ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（同上）

ツ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（同上）

テ その他関連する基準・指針等

4 担当課（受付及び問合せ等）

本事業の担当部署は、次のとおりである。

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 教育委員会 教育総務部 保健体育安全課 給食係

電話 047-712-6780

E-mail hokentaiku@city.urayasu.lg.jp

5 市ホームページ

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/proposal/index.html>

第4 応募に関する条件等

1 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業の応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含む企業グループとする。

(ア) 設計企業

(イ) 工事企業

(ウ) 運営企業

(エ) 施設維持管理企業

(オ) 調理設備企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 応募者は、構成員のみ又は構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 代表企業は、構成員及び協力企業の代表として応募手続き等を行うものとする。

なお、代表企業は、構成員とする。

エ 参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

(2) 応募者に必要な資格

応募者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 本事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できるための知識及び経験を有していること。

ウ 令和 6・7 年度浦安市入札参加資格者名簿に登載されていること。

エ H A C C P 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

オ 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、
一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 令和 6・7 年度浦安市入札参加資格者名簿に「建築関係建設コ
ンサルタント」の登載がされていること。

カ 工事企業

工事企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建
築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること

(イ) 令和 6・7 年度浦安市入札参加資格者名簿に「建築一式工事」
の登載がされていること。

(ウ) 本市の建築一式工事の格付けが A 等級の者であって、建設業法
第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果の本件発注工
種の総合評定値(P)が750点以上のものであること。

キ 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で運營業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の
要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

(ア) H A C C P 対応に対する相当の知識を有していること。

※ 「相当の知識を有している」とは、H A C C P 対応施設（H
A C C P の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の運営実
績又は H A C C P 関係法令に基づき運営計画等を作成し運営し
た実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの
民間調理施設で運営計画を作成し運営した実績、及び H A C C
P に関する認定審査員の資格要件等の全てを有する者をいう。

(イ) ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設の調理業務を行った実績を有していること。

(ウ) 構成員であること。

ク 施設維持管理企業

施設維持管理企業は、学校給食施設又は民間調理施設で施設設備の保守・修繕の実務実績を有していること。

ケ 調理設備企業

調理設備企業は、ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月27日制定）に基づく指名停止措置に参加資格要件確認日（参加表明書の提出期間の最終日）において受けている者。

ウ 参加資格要件確認日（参加表明書の提出期間の最終日）前、2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 浦安市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第2号）第7条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

ク 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面

若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

(ア) 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング

(イ) 株式会社サトウファシリティーズコンサルタンツ

(ウ) のぞみ総合法律事務所

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、基本協定書締結までの期間に、応募者が上記(1)から(2)までの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは(3)の制限に該当するような事態が生じた場合、当該応募者は、失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が要件等を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、優先交渉権者に選定されなかった応募者の提出書類は、優先交渉権者との事業契約締結後、速やかに本市において破棄するものとする。ただし、希望者には、優先交渉権者との事業契約締結後、返却するものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(5) 費用負担

応募に際し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 著作権

応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合及びその他市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できる。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には使用しないものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(8) 法令等の遵守

応募にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令等を遵守すること。

(9) 使用言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が新たに生じる場合又は変更する場合には、速やかに応募者に通知する。

3 応募者の辞退

参加表明書及び参加資格確認申請書を提出後、応募者が応募を辞退する場合は、様式11 応募辞退届を担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」とすること。

なお、辞退した場合に、今後、浦安市の行う業務において不利益な扱い

はされない。

4 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) 参加資格要件のない者又は参加資格要件がないとされた者の応募
- (2) 参加資格要件確認日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員及び協力企業を含む応募者が行った応募
- (3) 参加表明書及び参加資格審査申請書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った応募
- (4) 参加表明書、参加資格審査申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした応募者が行った応募
- (5) 提案価格、住所、氏名、押印その他の要件を認定しがたい応募
- (6) 提案価格を訂正した応募
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である応募
- (8) 同一事項について、2通以上の書類提出がなされた応募
- (9) その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

第5 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定

募集及び選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
令和7年8月22日（金）	募集要項等の公表
令和7年9月1日（月） ～令和7年9月10日（水）	募集要項等に関する質問（第1回）の受付
令和7年9月22日（月）	募集要項等に関する質問（第1回）への回答
令和7年9月25日（木） ～令和7年9月26日（金）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和7年10月10日（金）	参加資格審査結果通知
令和7年10月15日（水） ～令和7年10月17日（金）	募集要項等に関する質問（第2回）の受付
令和7年10月27日（月）	募集要項等に関する質問（第2回）への回答
令和7年11月14日（金）	提案書類の受付
令和7年11月下旬	提案に関するヒアリングの実施
令和7年12月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和7年12月下旬	基本協定締結
令和8年1月中旬	仮契約締結
令和8年3月	事業契約締結

(2) 応募手続

ア 募集要項等に関する質問（第1回）の受付

募集要項等に関する質問（第1回）を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和7年9月1日（月）午前9時から9月10日（水）午後5時
まで

(イ) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、様式3-1 募集要項等に関する質問書（第1回）に記入し、担当課にE-mailで提出する。

なお、募集要項等に関する質問書（第１回）の提出後に担当課に電話連絡し、メール着信の確認を行うこと。

(ウ) 提出書類

様式３－１ 募集要項等に関する質問書（第１回）

イ 募集要項等に関する質問（第１回）への回答

質問への回答は、令和７年９月22日（月）までに市ホームページで公表する。

ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり提出すること。応募者は、担当課に直接必要書類を持参すること。

(ア) 受付期間

令和７年９月25日（木）から９月26日（金）まで

(イ) 受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(ウ) 提出書類

様式４ 参加資格確認申請書類（表紙）

様式５ 参加表明書

様式６ 構成員及び協力企業表

様式７ 委任状（代表企業）

様式８ 委任状（受任者）

様式９ 参加資格確認申請書

様式10－１～様式10－６ 参加資格申請調書（設計企業・工事企業・運営企業・施設維持管理企業・調理設備企業・その他企業）

エ 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果を令和７年10月10日（金）に応募者の代表企業にメールで通知する。

オ 参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加資格がないとされた応募者は、参加資格がないと認めた理由について、令和７年10月14日（火）から10月16日（木）までに書面に

より説明を求めることができる。書面の書式は、任意とする。

なお、説明要求に対する回答は、令和 7 年10月31日（金）までに書面により行う。

カ 募集要項等に関する質問（第 2 回）の受付

募集要項等に関する質問（第 2 回）を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和 7 年10月15日（水）午前 9 時から10月17日（金）午後 5 時まで

(イ) 提出方法

応募者は、質問内容を簡潔にまとめ、様式 3－2 募集要項等に関する質問書（第 2 回）に記入し、担当課にE-mailで提出する。

なお、募集要項等に関する質問書（第 2 回）の提出後に担当課に電話連絡し、メール着信の確認を行うこと。

(ウ) 提出書類

様式 3－2 募集要項等に関する質問書（第 2 回）

キ 募集要項等に関する質問（第 2 回）への回答

質問への回答は、令和 7 年10月27日（月）までに市ホームページで公表する。

ク 提案書類の受付

応募者は、本事業に関する提案内容を記載した提案書類を次のとおり提出すること。応募者は、担当課に直接提案書類を持参すること。

(ア) 受付日

令和 7 年11月14日（金）

(イ) 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(ウ) 提出書類

様式12 提案書類提出書

様式13 提案価格書

様式14 提案価格内訳書

様式15 要求水準書に関する誓約書

様式16 提案書（表紙・目次）

様式17－１～17－７ 改修・更新業務に関する提案

様式18－１～18－８ 運営業務に関する提案

様式19－１～19－６ 維持管理業務に関する提案

様式20－１～20－４ 事業計画に関する提案

（エ） 提出方法

担当課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。

（オ） 留意事項

a 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書類を作成すること。

b 提出期限（令和７年11月14日（金）午後５時）を過ぎて提案書類を提出した場合は、失格とする。

ケ 提案に関するヒアリングの実施

（ア） 実施時期

令和７年11月下旬

（イ） 対象者

提案書類の提出者

（ウ） 実施内容

提案書類の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングはプレゼンテーション30分、質疑応答30分を想定している。

その他、詳細の日時や場所、留意事項については、参加資格審査の合格者へ通知する。

コ 優先交渉権者の決定及び公表並びに契約締結

提出された提案書類について総合的に評価を行い、審査を経て、令和７年12月中旬に優先交渉権者を決定する。市と優先交渉権者は、令和７年12月下旬に基本協定を締結するものとする。

優先交渉権者は、令和８年１月中旬までにSPC（特別目的会社）を浦安市内に設立したうえで、市と事業契約の仮契約を締結する。このうえで、令和８年３月に、市と事業契約を締結するものとする。

第6 審査方法

1 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

市は、優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定する。詳しい審査方法については、「優先交渉権者決定基準」を参照すること。

なお、本件の事業者の選定審査は、学識経験者及び市職員で構成する「浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業 P P P 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行うものとする。

審査委員会は、提案書の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、優先交渉権者を決定する。

審査委員は、次の6名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問及び接触等を行わないこと。

なお、審査委員会は、非公開とする。

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業

P P P 事業者選定審査委員会 委員一覧

区分	氏名	役職
委員長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部教授
副委員長	木村 洋志	浦安市副市長
委員	登坂 三紀夫	元和洋女子大学家政学部健康栄養学科教授
委員	林 立也	千葉大学大学院工学研究院准教授
委員	森 武夫	浦安市企画部長
委員	秋本 豊	浦安市教育総務部長

（敬称略）

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、応募者の提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果については、応募者の代表企業に通知する。

イ 提案書類審査

市は、「優先交渉権者決定基準」に従って、提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(ア) 提案価格の確認

市は、応募者が提示する提案価格が上限価格を超えていないことを確認する。

(イ) 基礎審査

基礎審査においては、改修・更新業務、運営業務、維持管理業務及び事業計画について、基礎審査項目を満たしているか確認を行う。

(ウ) 加点審査

加点審査は、提案内容及び提案価格を総合的に評価するものとする。

ウ 審査事項

審査事項は、「優先交渉権者決定基準」に示す。

エ 審査結果

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページで公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合又は優先交渉権者にふさわしい者がいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

第7 提案に関する条件

1 業務に関する提案の条件

各業務に関する提案については、「要求水準書」及び「募集要項様式集」に従い、提案書類を作成すること。

2 事業計画に関する提案の条件

事業計画に関する提案については、「募集要項」及び「募集要項様式集」に従い、提案書類を作成すること。

(1) サービス対価

市は定期的にモニタリングを実施し、本募集要項等に定められた業務サービス水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対しサービス対価を支払う。詳細は、別添資料2を参照すること。

(2) 割賦料及び委託料

ア 割賦料

市は、事業者が実施する本施設等の改修・更新業務への対価について、あらかじめ定める額を割賦料として、維持管理運営期間中、平準化して完了した改修・更新業務に対して当該年度別に事業者を支払う。詳細については、別添資料2を参照すること。完了した改修・更新業務については、その所有権を市に移転するものとする。

割賦料は、事業者が実施する改修・更新業務の事業契約締結日の翌日から令和9年度までの完了分及び令和10年度から令和14年度までの各年度における完了分への対価について、あらかじめ定める額を割賦料として、維持管理運営期間中、四半期ごとに年4回、事業者へ平準化して支払う。なお、最終の支払は、令和20年度の第2四半期（7月1日から8月31日）とする。

市が事業期間を通じて支払う割賦料は、応募者が提案する初期投資費用の額を元本の金額として、かかる元本に応募者が提案するスプレッドに基準金利（以下「新基準金利」という。）を加えた金利

及び令和20年8月末までの返済期間に対する元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を工事の各期別の支払額とする。

なお、割賦料における消費税及び地方消費税は各回支払割賦料のうち元本部分に対して加算して支払われるものとする。

また、提案書の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、支払金利基準日は、令和7年10月1日の基準金利（以下「旧基準金利」という。）を用いて第1期工事から第6期工事までの合計の割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、第1期工事（事業契約締結日の翌日から令和9年度）より第6期工事（令和14年度）までの、各期における完了分の引渡日と同日の新基準金利にて算定される額とする。

割賦料は、物価変動に基づき、必要に応じて改定する。

工事の期	対象業務期間	引渡予定日 支払金利基準日	初回支払予定	支払回数
第1期工事	事業契約締結日の翌日から 令和9年度までの完了分	令和10年3月31日	令和10年7月末	42回
第2期工事	令和10年度完了分	令和11年3月31日	令和11年7月末	38回
第3期工事	令和11年度完了分	令和12年3月31日	令和12年7月末	34回
第4期工事	令和12年度完了分	令和13年3月31日	令和13年7月末	30回
第5期工事	令和13年度完了分	令和14年3月31日	令和14年7月末	26回
第6期工事	令和14年度完了分	令和15年3月31日	令和15年7月末	22回

イ 委託料

委託料は、事業者が実施する施設の運営及び維持管理の対価について、令和8年9月分を初回として、以降、四半期ごとに年4回、委託料として維持管理運営期間にわたって事業者に平準化して支払う。なお、最終の支払は、令和20年度の第2四半期（7月1日から8月31日）とする。

委託料は、物価変動に基づき、年に1回及び必要に応じて改定する。また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。詳細については、別添資料2を参照すること。

対象業務期間	初回支払予定	支払回数
令和 8 年 9 月 1 日から令和 20 年 8 月 31 日	令和 8 年 10 月末	49 回

ウ 委託料の減額等

市は、事業者の業務実施について、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。詳細については、別添資料 3 を参照すること。

3 提案価格

(1) 提案価格の算定方法

市が支払う割賦料及び委託料の合計金額（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。））の110分の100に相当する金額を提案価格とすること。

(2) 提案価格の上限価格

14,667,210千円（16,133,932千円に110分の100を乗じた額）を提案価格の上限価格とし、この範囲内でない場合は失格とする。

第8 契約に関する事項

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、速やかに基本協定を市と締結する。

2 S P C の設立

- (1) 事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、事業契約締結まで本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてS P Cを基本協定書に基づき浦安市内において設立するものとする。
- (2) 優先交渉権者の全ての構成員はS P Cへ出資すること。
- (3) 優先交渉権者の代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率とすること。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を行ったうえで、設立したS P Cをもって市と本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

- (1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合
市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。
- (2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合
契約締結までに優先交渉権者が前記第4の1「参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合、市は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約保証金

事業者は、事業期間の当初において、事業者の業務履行に対して支払われる予定の割賦料及び委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を、事業開始までに市に提供する。

6 リスク管理の方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉かつ良好なサービスの提供を目指すものであるため、改修・更新業務、運営業務及び維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

市とSPCのリスク分担については、別添資料4「リスク分担」によるものとする。

なお、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

(3) 食中毒が生じた場合の原因究明

給食配送校において食中毒等が発生した場合で、その原因が給食にあると客観的に判断できる場合には、保健所が、要求水準書に示す保存食、健康診断結果等から原因究明に関する調査を行うため、事業者は当該調査に協力するものとする。

事業者は、原則として、債務不履行を免れるためには、自ら実施する原因究明調査で、市や配送校の責めによることを証明する必要があるが、これらの調査を実施しても、責任の所在が明確にならない場合は、事業者の債務不履行にはならない。ただし、いずれの場合においても事業者の調査結果について市の承諾を得ることとする。

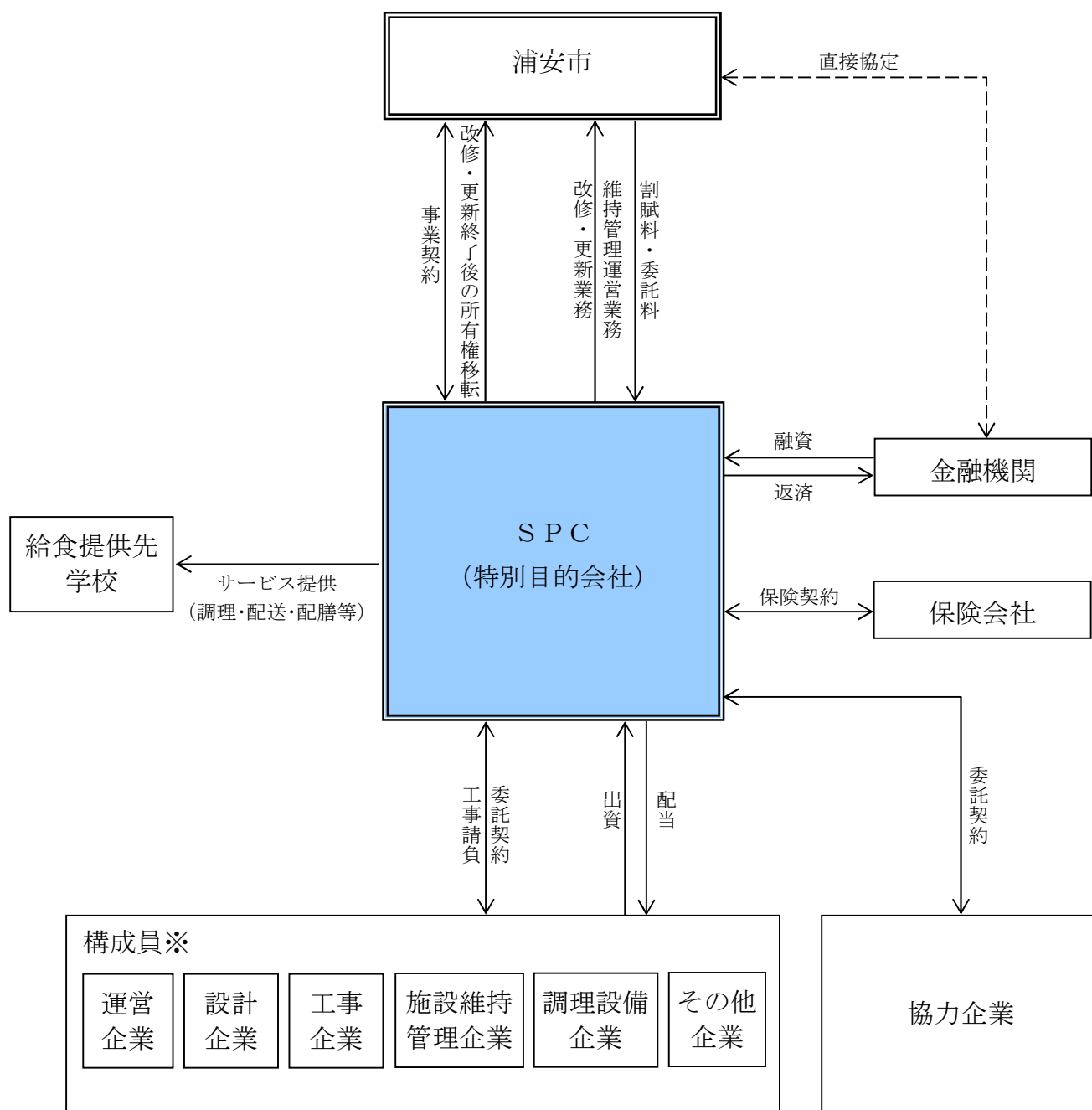
(4) 保険

施設内及び運搬等において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を

負担するため、事業者は生産物賠償責任保険、賠償責任保険に加入すること。

また、普通火災保険に加入すること（詳細については「事業契約書（案）」に記載する。）。

別添資料 1 事業スキーム図



※ 運営企業は必ず構成員となること。複数の場合は少なくとも 1 者は必ず構成員となること。

図 事業スキーム (PFI事業RO方式)

別添資料 2 サービス対価の支払方法及び改定方法等

1 サービス対価の構成

本事業のサービス対価は、改修・更新業務に対する割賦料並びに運営業務及び維持管理業務に対する委託料から構成される金額費用とする。

2 割賦料及び委託料の構成

割賦料及び委託料は、以下の料金から構成される金額とし、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算して支払う。

費用項目		対象業務
割賦料		下記業務に係る費用のうち、完了分について費用。 ・改修・更新業務
委託料	委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動しない費用。 ・運営業務及び維持管理業務 (想定される費用(参考)) 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送、配膳等の提供給食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、SPCの運営経費等
	委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動する費用。 ・運営業務及び維持管理業務 (想定される費用(参考)) 調理に係る人件費、光熱水費、残菜処理費等

3 割賦料の支払方法

割賦料は、改修・更新業務の期初工事の期別工事の完了後 30 日以内に、対象となる期別工事に相当する額の請求書を事業者が作成して市に提出し、市は当該請求書受領後 30 日以内に事業者を支払うものとする。

期初工事期間 (※1)	金利決定基準日	算定に用いる基準金利のレート
第 1 期工事 (※2) 事業契約締結日の翌日～令和 10 年 3 月 31 日	令和 10 年 3 月 31 日	TONA スワップレートとしてリフィニティブ・ジャパン株式会社より提供される金利決定基準日の金利スワップレート 15 年物 (決定基準日が営業日でない場合はその翌営業日)

期初工事期間（※1）	金利決定基準日	算定に用いる基準金利のレート
第2期工事 令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	令和11年3月31日	TONA スワップレートとしてリフ ィニティブ・ジャパン株式会社 より提供される金利決定基準日 の金利スワップレート10年物 （決定基準日が営業日でない場 合はその翌営業日）
第3期工事 令和11年4月1日～ 令和12年3月31日	令和12年3月31日	
第4期工事 令和12年4月1日～ 令和13年3月31日	令和13年3月31日	
第5期工事 令和13年4月1日～ 令和14年3月31日	令和14年3月31日	
第6期工事 令和14年4月1日～ 令和15年3月31日	令和15年3月31日	

※1 実施段階において、やむを得ず工期等の変更が必要となり協議する場合は、割賦料の支払時期等について、協議するものとする。

※2 事業契約締結日の翌日から令和8年8月末までの費用については、個別の支払いはしないものとする。

4 割賦料の改定方法

(1) 基準金利

令和7年10月1日の基準金利と、引渡予定日の新基準金利に差が生じた場合、応募者が提案した支払金利額を以下の算式に基づき改定し、割賦料を改定する。スプレッド（利ざや）は、乙が提案したスプレッドを用いる。

- ・ 改定後に適用する支払金利＝新基準金利＋スプレッド
- ・ 改定後の割賦料＝元金返済額＋改定後支払金利額

ただし、第1期工事から第6期工事までの各期における完了後から事業期間終了までの四半期ごとの償還による元利均等払いの金額とする。

基準金利の種類及びスプレッドは見直さない。

(2) 物価変動による改定

ア 特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内の価格が著しく変動し、本施設等の期初工事の割賦料が不適當となったときは、市又は事業者は、相手方に対し、割賦料の変更を請求することができ

る。

イ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、割賦料が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、割賦料の変更を請求することができる。

ウ その他物価変動による改定

前記ア又はイのほか、賃金水準又は物価水準の変動により、割賦料が不適当となったと認めたときは、市又は事業者は、相手方に対して本事業の割賦料の変更を請求することができる。

(3) 物価変動等にかかる協議

物価変動による割賦料の変更額については、市と事業者は、事業者が実際に用いる市場価格が適切に反映される物価指数（当該市場価格に対する感度の高い物価指数、対象の工事や費用項目ごとに連動した物価指数）の採用等に基づき協議して定める。

ただし、事業者から、物価指数による改定が著しく不適当であることについて合理的な説明があり、市が認める場合は、物価指数によらない改定方法について個別事象ごとに協議する。

協議開始の日については、市が事業者の意見を聞いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が(2)ア、イ又はウの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

なお、期初工事の提案見積書は、協議が必要となった場合の基準となるため、工事費内訳明細書及び数量調書、詳細項目等を契約時に提出すること。

(4) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税及び地方消費税の税率変更があった場合には、割賦料について、その変更内容に合わせて改定する。

5 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

委託料の算定方法については以下のとおりとする。

費用項目	算定方法
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	・対象業務に係る 12 年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。ただし、令和 8 年度については他の年度の 12 分の 7、令和 20 年度については他の年度の 12 分の 5 とすること。
委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	・変動料金は、各期における合計の提供給食数に対し、応募者が提案する 1 食単価を乗じた額とする。なお、変動費を 0 円とすることは認めず、適切な金額を設定すること。 ・提案にあたっては、応募者は、1 食当たりの単価を提案し、提案価格は下表「提供給食数の予測」合計に単価を掛け合わせた 12 年分の費用を見込むこと。

(2) 提供給食数

ア 第一・第二調理場

(7) 提供対象者数の保証

市は、維持管理運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5 月 1 日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数）が 8,000 食／日以上となることを前提に提案書を求めることとする。

また、ウに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、いずれの場合においても 13,000 食／日を超える要求は行わない。

(4) 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童の転出入、教職員用給食、事業者職員用給食、給食試食会及び学校行事等の開催(※1)等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の前月 20 日頃（ただし学期始めの月の提供分については、始業式頃）までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。

予定給食数の通知後も、引き続き、前記の変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し提供日の 2 稼働日前(※2)（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を

除く 2 日前) の正午までに実施する給食数 (以下「実施給食数」という。) を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差 (以下「変更給食数」という。) は、200 食以内を基本とする。

変更給食数が 200 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が -200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、8,000 食／日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。参考として、令和 6 年度の給食実施回数を別途示す。

※1 給食試食会及び学校行事等の開催とは、給食試食会として PTA 等が給食センター又は学校で実施する場合、学校行事等で給食を中止する場合または給食試食を実施する場合などをいう。

※2 稼働日とは、給食を提供する日をいう。

表 令和 6 年度給食実施回数

月	小学校	中学校
4 月	12 回	12 回
5 月	21 回	21 回
6 月	20 回	20 回
7 月	13 回	13 回
8 月	2 回	2 回
9 月	19 回	19 回
10 月	22 回	22 回
11 月	20 回	20 回
12 月	15 回	15 回
1 月	16 回	16 回
2 月	18 回	18 回
3 月	11 回	11 回
合計	189 回	189 回

イ 第三調理場

(7) 提供対象者数の保証

市は、維持管理運営期間中に提供する給食数について、各年度毎 (5 月 1 日時点) の対象者数 (事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数) が 3,000 食／日以上となることを前提に提案書を求めることとする。

また、ウに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、いずれの場合においても5,000食／日を超える要求は行わない。

(イ) 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童の転出入、教職員用給食、事業者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の前月20日頃（ただし学期始めの月の提供分については、始業式頃）までに予定給食数を通知する。

予定給食数の通知後も、引き続き、前記の変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し提供日の2稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く2日前）の正午までに実施給食数を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差の変更給食数は、200食以内を基本とする。

変更給食数が200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が－200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、3,000食／日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。令和6年度の給食実施回数は参考として示したとおりとなる。

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

小学校、中学校へのそれぞれ提供給食数について、前月20日頃に通知する概数と、2稼働日前に通知する提供給食数との変更給食数により、変動料金を算定する。提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

なお、疫病等により市内全校を対象とする給食提供停止の事態が発生した場合には、下記の規定に限らず、事業者が支出を免れた費用については市からの支払いから控除するものとし、市と事業者で協議を行うものとする。

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
+200 食超	予定給食数+200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200 食超	実施給食数	予定給食数-200 食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、第一、第二調理場及び第三調理場を合計して最大200食を市に要請できる。

市は、要請食数に応じて給食費を徴収する。

オ 提案時の算定する合計年間提供給食数

提案書の提出時には、応募者は、次のとおり、第一、第二調理場及び第三調理場の合計年間提供給食数があるものとして、金額を提案すること。

表 提供給食数の予測

価格算定に用いる年度	提供給食数
令和8年度	1,469,000 食
令和9年度	2,453,000 食
令和10年度	2,399,000 食
令和11年度	2,319,000 食
令和12年度	2,556,000 食
令和13年度	2,571,000 食
令和14年度	2,565,000 食
令和15年度	2,540,000 食
令和16年度	2,500,000 食
令和17年度	2,446,000 食
令和18年度	2,378,000 食
令和19年度	2,378,000 食
令和20年度	991,000 食
合計	29,565,000 食

6 委託料の支払方法

委託料A（固定料金）は、各期の支払いにおいて、応募者が提案する一定の額を支払う。

委託料B（変動料金）は、各期における合計の提供給食数（5(2)提供給食数を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額を支払う。

各委託料の支払期間は、令和8年度（9月1日～9月30日分）を初回として、以後年4回、令和20年度第2四半期分（7月1日～8月31日）までの49回の支払いとする。

支払回数	支払対象期間	支払日
第1回	令和8年9月1日～9月30日(※1)	・委託料A：請求書受理後30日以内 ・委託料B：請求書受理後30日以内
第2回	令和8年10月1日～12月31日	
第3回	令和9年1月1日～3月31日	
第4回	令和9年4月1日～6月30日	
～	～	
第47回	令和20年1月1日～3月31日	
第48回	令和20年4月1日～6月30日	
第49回	令和20年7月1日～8月31日	

※1 事業契約締結日の翌日から令和8年8月末までの費用については、個別の支払いはしないものとする。

7 委託料の改定

(1) 年度毎の改定

委託料は、年度毎に以下の算式に基づいて改定を行う。

委託料A（t年度の委託料A（固定料金）の改定後）

$$= (\text{応募者提案における委託料A（固定料金）}) \times (P_t / P_o)$$

委託料B（t年度の給食1食当たりの単価の改定後）

$$= (\text{応募者提案における給食1食当たりの単価}) \times (P_t / P_o)$$

ただし、上記 P_t / P_o の値につき、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

委託料Aは計算の結果、円未満は切り捨てるものとする。委託料Bは単価改定後の金額に食数を乗じた際の円未満は切り捨てるものとする。

上記、 P_t とは（t-2）年度の物価指数の年度平均値、 P_o とは令和7年度平均の物価指数とし、物価指数とは、以下の指数とする。

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	①委託料 A (人件費除く。)	消費者物価指数 (財・サービス 分類指数(全 国)の「サー ビス」)(総務省 統計局)	毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A (人件費を除く固定料金。)を確定。
	②委託料 B (人件費除く。)		- 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当たりの単価(人件費を除く。)を確定。 - 委託料 B としては、上記の変動費単価(人件費を除く。)に当該年度の各期における合計の提供給食数を乗じた額を支払う。
	③委託料 A 及び B (人件費のうち社員人件費)	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)	毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A の人件費(社員)及び委託料 B の人件費(社員)の単価を確定。
	④委託料 A 及び B (人件費のうちパート人件費)	千葉県最低賃金(千葉労働局)	毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A の人件費(パート)及び委託料 B の人件費(パート)の単価を確定。

※ 令和 8 年度及び令和 9 年度は見直しを行わないものとする。

※ 消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※ 指標は、応募者の提案を踏まえて、合理的な範囲において市との協議により変更することも可能である。

※ 用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどが生じた場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

※ 人件費(パート)について個別に見合った見直しを行うため、提案された人数を維持すること。提案時の配置人数が維持されていない場合は、最低賃金による改定ではなく、消費者物価指数で一律に改定する。

(2) 物価変動による改定

ア 特別な要因により、主要な原材料の日本国内の価格が著しく変動し、委託料が不適当となったときは、市又は事業者は、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

イ 予想することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、委託料の変更を請求することができる。

ウ その他物価変動による改定

前記ア又はイのほか、賃金水準又は物価水準の変動により、委託料が不適当となったと認めたときは、市又は事業者は、相手方に対して本事業の委託料の変更を請求することができる。

(3) 物価変動等にかかる協議

物価変動による委託料の変更額については、市と事業者は、事業者が実際に用いる市場価格が適切に反映される物価指数（当該市場価格に対する感度の高い物価指数、対象の費用項目ごとに連動した物価指数）の採用等に基づき協議して定める。

ただし、事業者から、物価指数による改定が著しく不適当であることについて合理的な説明があり、市が認める場合は、物価指数によらない改定方法について個別事象ごとに協議する。

協議開始の日については、市が事業者の意見を聞いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が(2)ア、イ又はウの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(4) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税及び地方消費税の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別添資料 3 委託料の減額及び支払停止の方法

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、運營業務及び維持管理業務の対価である委託料とする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、募集要項等、提案書類、事業契約書等に表示される運營業務及び維持管理業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童が給食を食した場合）
レベル 4	給食を提供できなかった場合（児童が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

委託料の減額等の措置は、以下に示すペナルティポイントの算定に基づき講じる。

- (1) レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、事業者には是正勧告を行うとともに、その程度、緊急度等を勘案し、事業者には相当な是正期間を提示する。
- (2) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善するための対応に関する是正計画書を提出し、是正を行う。是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態が改善された場合は、ペナルティポイントの計上を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合は、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを計上する。

なお、ポイントの計上の有無に関わらず、事業者は、是正勧告事項に関して、その後の業務実施にあたっての再発防止を目的に改善計画書を市に提出する。

- (3) 市は、是正勧告後、委託料の同一支払期間内で同類事象による是正勧告対象が発生した場合には、前回の事象が是正されていないものとみなし、是正勧告を行わずして、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを計上することができる。その上で、再度上記の是正勧告を行うものとする。

- (4) レベル 3 又はレベル 4 の状態に陥った場合、1 日につき、下記のペナルティポイントを計上する。

影響を受けた生徒・児童の割合	レベル 3	レベル 4
1 %未満	0.5ポイント	1 ポイント
1 %以上 5 %未満	1 ポイント	2 ポイント
5 %以上10%未満	1.5ポイント	3 ポイント
10%以上	2 ポイント	4 ポイント

- (5) 市及び事業者は、ペナルティポイントの計上に際し、必要に応じて協議することができる。

4 委託料のうち変動料金の減額

レベル 4 については、該当する食数分について変動料金から減額する。

<算定式 1 >

減額分＝変動料金×未提供給食数÷予定給食数

5 委託料総額の減額

- (1) 委託料支払期間（各年度の四半期）における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

なお、ペナルティポイントは、翌四半期に持ち越さない。ただし、同類事象等が繰り返し発生する場合は、この限りではない。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4 未満	減額等なし
4 以上 8 未満	20%の減額
8 以上	支払停止

- (2) 上表の 20%の減額は、変動料金の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式 2>

減額分＝委託料（固定料金＋減額前の変動料金）×20%＋算定式 1
で求められる額

- (3) 累積ペナルティポイントが 8 以上の場合、支払停止とするが、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 4 未満であれば、翌期分の支払時に、当該委託料相当額の 80%を加算して支払う（但し、レベル 4 による変動料金の減額分については控除する。）。

<算定式 3>

翌期の加算分＝当該期の委託料（固定料金＋減額前の変動料金）
×80%－当該期の算定式 1 で求められる額

- (4) 累積ペナルティポイントが 8 以上の場合で、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 4 以上であれば、市は契約を解除することができる。

別添資料 4 リスク分担

リスクの種類		概要	負担者(※1)	
			市	事業者
共通	公募手続	募集要項等の誤り、公募手続の誤り	○	
	応募費用	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約(※2)	契約締結の中止	○	○
	政策変更	市の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
	法令変更	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)		○
	税制変更	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	許認可取得遅延	市の事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外による許認可の取得遅延		○
	住民対応	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者への賠償	市の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
	不可抗力(※3)	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△
	環境問題	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
改修・更新	物価変動(※4)	物価変動によるもの	○	△
	事業の中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
		上記以外の事業の中止・延期・遅延		○
	要求性能未達	要求水準未達によるもの		○
	設計変更	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		上記以外のもの		○
	施工監理・工事監理	施工管理・工事監理に関するもの		○
	工事費増大	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外のもの		○
	一般的損害	工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害		○

リスクの種類		概要	負担者(※1)	
			市	事業者
維持管理運営	供用開始の遅延	市の事由による維持管理運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外による維持管理運営開始の遅延に関するもの		○
	維持管理運営費の増大	市の事由による維持管理運営費の増大	○	
		事業者が実施する業務に関する維持管理運営費の増大		○
	施設等の損傷	市の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
	需要変動	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		児童・生徒数の変動によるもの(※5)	△	○
		残滓の変動によるもの(市の作成する献立による影響も含む。)(※5)	△	○
	異物混入	検収時における調達食材の異常(検収後に明らかになったものを含む。)	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送、配膳業務における異物混入等		○
	配送・配膳の遅延リスク	食材の納入遅延による遅延	○	
		上記以外による配送・配膳の遅延		○
移管	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

※1 「○」は主分担とし、「△」は従分担とする。

※2 不正行為を除き、それぞれが発生した費用を負担する。

※3 一定の金額又は割合で事業者も負担する。

※4 事業契約書等に基づき、それぞれ負担する。

※5 運営維持管理期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する。